

食安発0611第1号

平成27年6月11日

(最終改正：平成29年3月17日生食発0317第19号)

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

(公 印 省 略)

対バーレーン輸出牛肉の取扱いについて

標記については、バーレーン政府との協議の結果、別紙のとおり「対バーレーン輸出牛肉の取扱要綱」を定めることとしたので、御了知の上、関係事業者に対して周知及び御指導いただくとともに、当該要綱に基づく運用について遺漏のないよう御配慮願います。